

公用車売却仕様書

- 1 売却物品 区分7-2
救急車
- 2 引渡し場所
広島県三原市宮浦一丁目22番2号 三原市消防本部総務課
- 3 売却台数
1台
- 4 名義変更（廃車）等にかかる諸費用
名義変更（廃車）等にかかる諸費用は、受注者負担とする。
自賠責保険料の三原市への還付は不要。
- 5 搬出方法
市が指定する日時に、受注者自らが車両を搬出する。また、施設の運営に支障をきたさないよう搬出しなければならない。
- 6 車両の引渡し
車両の引渡しは、名義変更（廃車）等の諸手続きが完了し、売却代金の納入がされた後とする。
- 7 売却代金の納入
売却代金の納入は、納入通知書により納入期限（令和7年9月16日（火）午後2時30分）までに納付すること。
- 8 引渡し期限
令和7年10月3日（金）
- 9 売却する救急車について

登録番号	一時抹消登録済
初年度登録	平成22年3月
用途等	特種
車名	トヨタ
車検満了日	令和8年3月23日
走行距離	236,264 km
最大積載量	—
総排気量又は定格出力	2.69 l
燃料の種類	ガソリン

- 10 その他
 - (1) 売却物品は現状渡しとする。
 - (2) 物品の引渡し完了後は、当該車両構造及び損傷箇所等に対する修繕等の要求及び、不要物品等の引取要求は、一切受け付けないものとする。